

114
A3575



大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

行、九、七等出仕 佐伯 啓

一、銀りも取調差出、除例、初廻決定後、
以、傳、留、約、定、上、二、目的、方法、之、事、柄、亦、錯、
難、混、淆、故、一、以、始、如、見、自、然、因、如、人、之、公、告、如、成、
少、子、之、多、都、合、五、種、之、中、以、難、身、之、事、之、交、換、亦、
没、之、目、的、方、法、之、如、此、今、も、最、合、意、之、事、之、作、
成、右、最、合、意、自、ら、之、如、右、上、銀、り、上、之、初、定、之、事、
之、如、方、之、如、右、也、

3070



一 地方自治の進歩は、紙幣の発行と密接な関係がある。紙幣の発行は、地方自治の発展を促進する重要な手段である。地方自治の進歩は、紙幣の発行と密接な関係がある。紙幣の発行は、地方自治の発展を促進する重要な手段である。

一 地方自治の進歩は、紙幣の発行と密接な関係がある。紙幣の発行は、地方自治の発展を促進する重要な手段である。地方自治の進歩は、紙幣の発行と密接な関係がある。紙幣の発行は、地方自治の発展を促進する重要な手段である。

一 地方自治の進歩は、紙幣の発行と密接な関係がある。紙幣の発行は、地方自治の発展を促進する重要な手段である。地方自治の進歩は、紙幣の発行と密接な関係がある。紙幣の発行は、地方自治の発展を促進する重要な手段である。

一 地方自治の進歩は、紙幣の発行と密接な関係がある。紙幣の発行は、地方自治の発展を促進する重要な手段である。地方自治の進歩は、紙幣の発行と密接な関係がある。紙幣の発行は、地方自治の発展を促進する重要な手段である。

上海交換所設立之付命令書 未定稿

大藏省

大藏省

第一國立銀行

今般我カ新貨幣并貿易銀ヲシテ廣リ支那地方ニ流
通セシメ彼我ノ通商ヲ昌盛ナラシムル爲メ第一國立銀
行ニ命シ上海ニ於テ交換所ヲ設立セシム因テ其交換
所ノ目的資本金下付ノ締約及ヒ其設立并營業預
ク差發行定期當坐被リ金ノ方法ヲ垂示スル左ノ如シ

第一條 交換所ノ目的ヲ示ス

第一節 交換所ノ目的ハ第一我カ貿易銀并銀債ヲシテ
彼テール銀及ヒ鈔錢流通ノ媒介ニ供セシメ我貿易銀并

銀貨ナルモノ彼テール銀ニ對當セル價位ニ増進セシム
ルヲ以テ主務トナス故ニ其目的ヲ達シ充テノ擴張
ヲ得ルハ我貿易銀ナルモノ彼銀日様ノ通用
ヲ得米國新貿易銀ヲ凌駕セシムルニ至ルヘシ

茅二節右ノ目的ヲ達スルハ遠ク將來ニ期スベクシテ目今
豫メ損益ヲ計較スルハ多クノ損耗アルヲ免ヤレ
ス故ニ交換所ヲ設立スル先ヲ創立以後滿五十年
ヲ以テ試験ノ年限トナシ滿期ニ至リ其經驗ノ得失
損益ヲ精算シ保存永續ノ方法ヲ審察シテ更ニ交
換所閉鎖ノ處分ヲナスヘシ

茅三節交換所ヲ設立スルノ目的ハ全國ノ洪益ヲ計
リ理財ノ基礎ヲ立テ利ヲ今日ニ争ズシテ効ヲ將來
ニ期スルモノナレハ其事業タル通常高估ノ資財ヲ以
テ維持ス可カラス故ニ今々大藏省ニ於テ其資本ト
シテ金ニ拾萬圓ヲ第一國立銀行ニ下付スベシ

茅二條 資金下付ノ締約ヲ示ス

茅一節資本金ニ拾萬圓ハ大藏省ヨリ之ヲ第一國立銀
行本店ニ交付シ銀行本店ヨリ上海交換所ニ送致シテ
其資本ニ充ツヘシ尤モ右ニ拾萬圓ノ外銀行本店ヨリ
モ之ヲ送致スルハ勝手タルヘシ

第二節 ^{資本}金額の交換所設立ノ考ト銀行ヨリ引出ノ際我貿易銀ト銀貸トニ交換シテ之ヲ送致スベシ故ニ大藏者ニ於テハ其交換ノ手数料并送致スル雜費等ハ下付セズ皆テ銀行ノ ^経費達タルベシ

第五節 ^四資本金額の交換所營業試験ノ年限中ハ大藏者ヨリ無利足ヲ以テ銀行本店ニ其運用ヲ專任スベシ尤モ右年限中ニテモ此交換所設置ニ付キタル諸經費ヲ其利益金ニテ充テ支消セシ上尚将来利益ノ目的アルニ於テハ大藏者ハ期ヲ定メテ其資本金ヲ返納セシムルカ又ハ相當ノ抵當ヲ出

シ且利息上納ノコトヲ銀行本店ニ命スヘシ

第三節 銀行本店ヨリハ資本金ノ抵當トシテ其四分ノ三即チ指五 ^五圓丈ヲ金札引換公債證書ヲ以テ試験年限中之ラ大藏者ニ納メ置クベシ尤モ此抵當ヨリ生スル利足ハ勿論銀行本店ノ所有タル可シ

第五節 銀行本店ハ此交換所ノ事務取扱ヲ擔保スルニ付若右試験中不時ノ災厄ニ罹リテ資本金ヲ損失スルカ又ハ流出ノ者之ヲ引負フカ又ハ其運用ノ方法便宜ヲ得スレテ交換所ノ諸經費支消ニ不足スルモ都テ銀行ノ責任トナシ試験年限ノ満期ニ

至レハ此ス此資本金額ヲ大蔵省ニ返納シテ抵當品
ヲ受取ルヘシ若又其期ニ届リ此返納ノ了ヲ急レハ先ツ
此交換所ヲ鎖店セシメ抵當ノ金札引換公債證書ヲ
没入シ尚不足アレハ交換所ノ所有物又ハ銀行本店
ノ所有物ヲ取上ケテ此返納ヲ遂ケレハシ但此損失
モレ兵亂又ハ航海中防禦スベカラサル見災賊難ノ
類ニ生スル中ハ此限ニ執ス

第六節銀行ハ右ノ資本金額ヨリ生スル利益ヲ以テ當
初交換所設置ニ付キタル一切ノ諸経費ヲ償辦
シ且年々交換所ノ費用ヲ支消シテ尚贏餘アレ

ハ其分丈ケリ試験年限中タリ氏之ヲ大蔵省ニ當初
交付セラレタル資本金額ヲ減スヘシ

第七節銀行ハ前條ノ方法ヲ以テ試験年限中又ハ
満期ニ至リ大蔵省ヨリ交付セラレタル資本金額
ヲ皆納スレハ此交換所ハ全ク銀行ノ所有ニ歸ス
ヘシ

第八節銀行ニ命シ全國ノ洪量理財ノ基礎タル交換
所事務ノ取扱ヲ考サシムルニ付キ試験ノ年限中手
数料トシテ資本金額ノ外貿易銀并銀貸ノ輸出
高百分ノ五ヲ大蔵省ヨリ下付シテ銀行ノ所得トナス

へし

第三條 交換所設立ノ方法ヲ示ス

第一節 交換所ハ第一國立銀行ニ於テ其事務ヲ擔當
シ事務上ニ付テハ大藏省紙幣寮ノ指揮ヲ受リ
へし

第二節 交換所設立ノ地ハ支那上海ニ於テ適宜ノ場所
ヲトスベシ交換所ノ名義ハ日本第一國立銀行支店
ト稱シ開業スベシ

第三節 交換所ニ於テ營業ノ景況ニヨリ廣東香港
其他ノ地方ノ都合ヲ謀リ時々出張シテ營業スルコト
アリ

ルベシ

第四條 交換所營業ノ事務ヲ示ス

第一節 交換所ノ^{主務}營業ハ我貿易銀及ヒ銀貨ヲ普ク支
那地方ニ流通セシメテ彼我通商ノ便益ヲ増シ且
常ニ交換價格ノ景況ヲ考察シテ我貿易銀及ヒ
銀貨ト支那地金銀及洋銀等ノ交換ヲ為シ漸ク
其流通ヲ擴張スル事ニ専カスベシ

第二節 大藏省ヨリ下付シタル資金ヲ以テ時價ノ
景況ヲ見計ヒ之ヲ上海通用ノ規銀ニ交換シテ確實
ナル物品擔當ヲ以テ貸付金ヲ考スル事務トシ且右

替ノ模様ニヨリテ其規銀ヲ以テ横濱神戸等工洋銀
為替ヲ考レテ漸次我貿易銀々貸ヲ彼地方ニ送
致スルコトヲ心掛クヘシ

第三節 交換所ニ於テ貸付金ヲ為ス高懸金何様担
當品正確ナリト一人又ハ一口ノ高資本金額十分ノ
一ヲ超エ可カラズ

第四節 交換所ニ於テ担當貸金ヲ為ス物品ハ商業
ニ必要ナル木綿砂糖ノ類ニテ常ニ速ニ賣買ナルモ
ノニ限ル可レ且其貸付ノ期限及ヒ利息ノ約束等
ハ土地ノ慣法ニ從フベシト云モ可成丈ケ其期ヲ短縮ニ

シ其利息ヲ低下ニスベシ

第五節 上海為替ノ景況ニヨリテ横濱又ハ神戸其他ノ
地方ニ為替ヲ取組ムニハ交換所ヨリ之ヲ銀行本店ニ
通達シ其為替金ハ本店ニ度取リ其申請ニ從テ
代リ貿易銀并銀貸ヲ交換所ニ送致スヘシ

第六節 右為替ノ取組方ハ洋銀價格ノ計算ニヨリ
テ貿易銀銀貸ヲ支那地方ニ送致流通スルヲ要
務ト為スト云モ其時ノ都合ニヨリテハ彼我高估ノ送
致スヘキ金額ニ依リテ此為替ヲ取組ムコトヲ勉ム可シ

第七節 大藏省ノ都合ニヨリテ歐米諸國ニ送致スル宿

金アルハ横濱洋銀相場ト相場ヲ見
計ヒ之ヲ銀行本店ニ命シ上海交換所ニ於テ規銀ヲ
以テ其爲替ヲ取組ニ其金額ハ貿易銀銀貨ニテ
銀行ニ受取リ之ヲ交換所ニ送致シテ振替爲替ヲ爲
シ歐米諸國ノ貨幣ニ換テ其地ニ於テ渡方ヲ爲ス
アル可シ

茅八節上海領事館出納御用其他臨時駐劄ニル官
負ノ諸費ハ勿論都テ大蔵省ヨリ支那地方ニ於テ
仕拂フヘキ金銀又ハ受取ルヘキ金銀ハ之ヲ銀行本店ニ
達シ此交換所ニ於テ其取扱ヲ爲サレハヘシ

茅九節右ノ取扱ヲ爲シタルニ付銀行本店又ハ交換所ニハ
爲替打歩ノ外別ニ其手数料ヲ渡サレハヘシ尤モ領事
館又ハ臨時駐劄官員ノ諸費取扱ハ當初相當ノ約
束ヲ設ケテ項少ノ手数料ヲ交付ス可シ

茅十節總テ交換所ノ申請ニヨリテ支那地方ニ輸出ス
ル貿易銀及ヒ銀貨ハ銀行本店ヨリ之ヲ大蔵省ニ申
立テ新紙幣ト交換シテ 最初交付セラル、資 銀行本
店ヨリ之ヲ送致スヘシ 本金ハ此例ニアラス

茅十一節右ノ交換價格ハ貿易銀ハ百圓ニ付時ノ相場
ヲ以テ紙幣ニ交換シ銀貨ハ百圓ニ付紙幣百圓ノ

割ヲ以テシ支那地方流通ノ模様ニ後ニ交換所
ヨリ申請ニ任セテ之ヲ交付スヘシ

但シ試験年限中貿易銀及ヒ銀貨支那地方

ニ輸出スル者ニ限り百圓ニ限^付テ五圓ノ手数料ヲ

下付スルハ第二條第八節ノ通りタルベシ

第五條 預リ券發行ノ方法ヲ示ス

第一節 交換所營業ノ模様ニヨリテハ最初大藏省ヨリ
交付シタル資本金額ヲ以テ洋銀又ハ規銀ニ交換シ

之ヲ準備トシテ上海ニアル歐米各國銀行ヨリ發行
スル例ニ倣ヒ其地限りノ預リ券ヲ發行スルヲアルヘ

第二節 此發行スル規銀洋銀ノ預リ券ハ試験年限
中ハ指五萬圓迄ノ實額ヲ限り其準備正金ハ發
行預リ券高十分ノ七ハ必ス交換所ニ格シテ常
ニ其交換ニ差支ヘサル様ニスヘシ

第三節 此預リ券ハ種類ハ規銀壹テ^ルル^ルテ^ル五^テ
^ル指テ^ルルノ四種洋銀壹弗五弗拾弗貳拾弗ノ四
種トシ紙品彩紋都テ精緻ヲ極メ紙幣寮ニ於テ

之ヲ製造シ而シテ銀行本店ニ下渡スベシ
 第四節 逕テ我貿易銀并銀貨ノ流通支那地方ニ擴
 張スレハ交換所ニ於テ我貿易銀并銀貨ノ預リ券
 モ發行スルヲ有ルヘシ但之ヲ發行スルニ其時ノ景
 況ト其發行ノ都合トヲ銀行ヨリ紙幣寮ニ具陳
 シ其許可ヲ得テ後之ヲ取扱フ可シ而シテ此預リ
 券モ亦紙幣寮ニ於テ製造スルヲ前節ノ如シ
 第五節 預リ券ヲ紙幣寮ニ於テ製造スル入費ハ
 大藏省ニ於テ之レヲ償ヒ銀行ノ經費ニ非ル可
 シ

第六條 交換所ニ於テ預リ金ヲ告ス方法ヲ示ス

第一節 交換所ニ於テハ内外人民ノ望ミニヨリ定期當坐ノ
 預リ金ヲ告スヲ得ル可シ尤モ其利息ト期限トハ土地ノ
 模様ニ從ヒ便宜之ヲ取究メ預リ證書面ニ明亮ニ
 其約束ヲ掲ケ置リ可シ
 第二節 右預リ金ノ高ハ試驗年限中ハ資本金額ノ
 高迄ヲ限リトシ縱令何様ノ信用ヲ得テ預ケ方ヲ
 望ム者アリトモ此額ヲ超レハ交換所ハ之ヲ預ル可ラ
 ス但シ逆爲替ヲ以テ一時其金額ヲ受取リ之ヲ他方
 ニ渡スノ類ハ此預リ金額内ニ算ス可ラス

右條々之通相心得交換所事務取扱可設此旨お是
候事

年月日

大藏卿

多般上海に於て交換所を設て之を成り我々新貨幣
并貿易額ヲシテ廣ク支那地方に流通セシメ彼我々
通商ヲ昌盛ニ成度なるに於て交換所事務取扱
之當銀行より作付の付た交換所之目的資本金
以下付之締約及ヒ其設立並營業額リ券發行
定期當座預り金之方法逐一箇條並之に於

便者細奉畏候物々の箇條並之に於て
奉り法如何なる事務取扱可設此旨お是也
年月日
交換所支配人 印

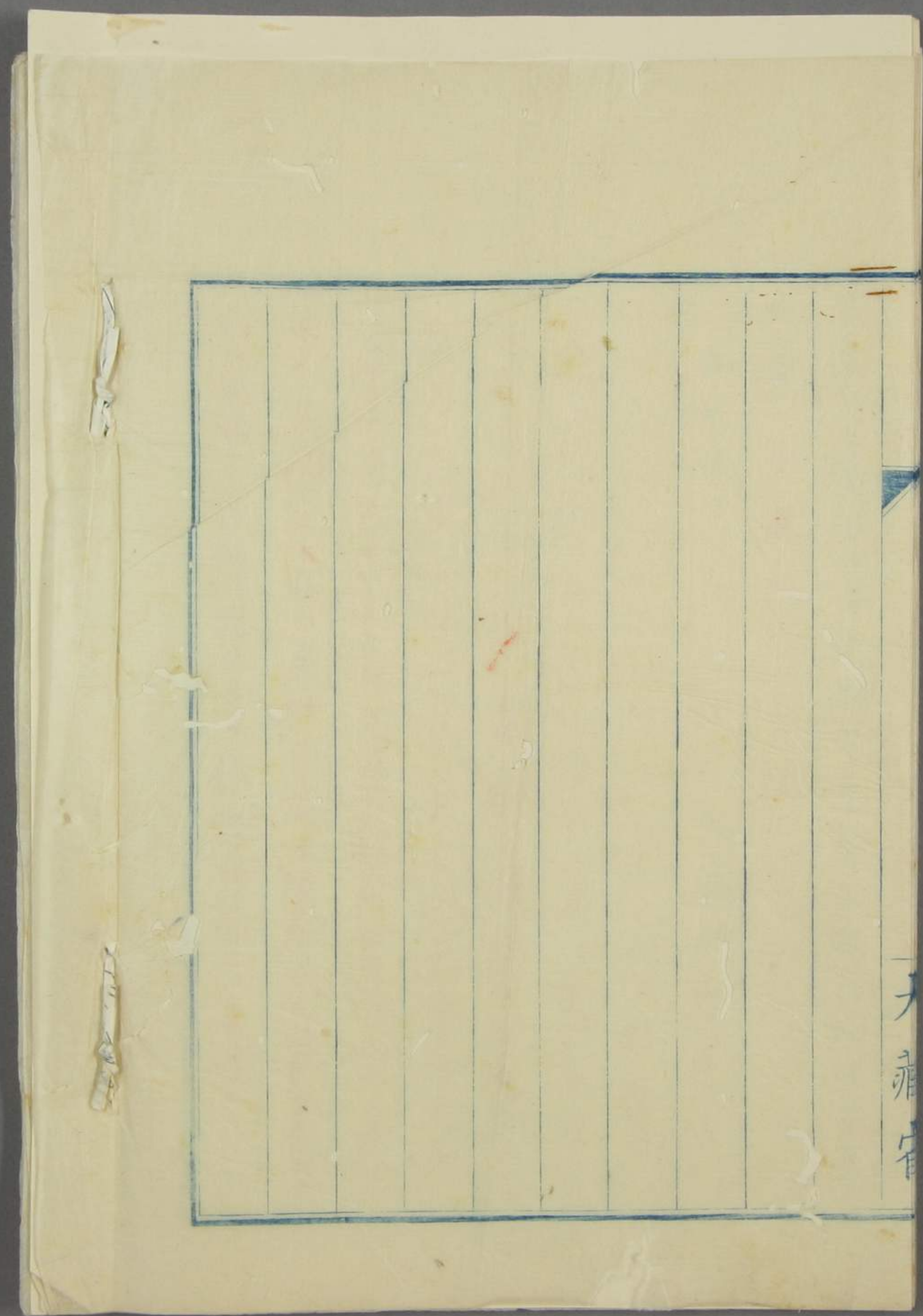
第一回之銀り支配人 印

取締人 印

副取締人 印

取締人 印

大藏卿 一 殿



天
雍
宮